

「京都府立少年自然の家」指定管理者募集要項

京都府教育委員会

目 次

1. 募集する施設の概要等	1
2. 基本的な運営方針	2
3. 管理の基本的事項	3
(1) 休業日等	3
(2) 関係法令等の遵守	4
(3) 指定管理者が行う業務の範囲	4
(4) 個人情報の取扱い	6
(5) 管理運営収入	6
(6) 職員の配置	8
(7) リスク管理、責任分担	9
(8) 指定管理者の指定期間	10
(9) 「公共施設案内予約システム」の利用について	10
4. 応募者の資格等	11
(1) 応募者の資格	11
(2) グループ応募	11
5. 応募書類	12
6. 応募の手続き及び選定方法等	14
(1) 問合せ先及び応募書類の提出先	14
(2) 応募スケジュール	14
(3) 選考基準及び審査内容	16
7. 指定管理者の候補者選定後の手続き等	16
(1) 仮協定の締結	16
(2) 指定管理者の指定	17
(3) 協定の締結	17
(4) 業務の開始	17
(5) 事業の引継ぎに関する事項	17
8. 留意事項	18

京都府立少年自然の家指定管理者募集要項

京都府立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理運営について、以下のとおり指定管理者を募集します。

1. 募集する施設の概要等

少年自然の家は、「自然の中で、集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図る」ことを目的に設置された社会教育施設で、南山城村と園部町の2箇所にあります。

南山城村にある南山城少年自然の家は、京都府の最南東部に位置し、奈良県、三重県、滋賀県に隣接し、周囲には緑の笠置連山、青々と水をたたえる高山ダムがあります。一方、園部町にあるるり溪少年自然の家は、名勝るり溪と通天湖、眺望のすばらしい深山連峰に囲まれた緑豊かなるり溪高原にあります。両自然の家とも、四季折々の自然が楽しめる環境にあります。

両自然の家では、研修室をはじめ、プレイホール、キャンプファイヤー場などの施設設備を有し、焼き板やキーホルダーなどの創作活動、野外炊飯、自然観察やキャンプファイヤーなどの施設の特性を生かした研修プログラムを年間を通じて提供しています。

現在は、財団法人京都府少年教育振興会に管理委託しています。

(I) 南山城少年自然の家

(1) 名称（愛称）

京都府立南山城少年自然の家（グリーンパル南山城）

(2) 所在地

京都府相楽郡南山城村大字田山小字ツルギ55番地の2 案内図 資料1-1

(3) 施設の規模 敷地図・平面図 資料2-1

- ①敷地面積 約14,455㎡（借地）
- ②建築面積 約1,464㎡
- ③構造 鉄筋コンクリート造り、地上2階
- ④延床面積 約2,320㎡

(4) 施設概要 資料3-1

- ・宿泊室（定員12～16人） 14室 約502㎡
- ・リーダー室（定員5人） 2室 約37㎡
- ・プレイホール、研修室 約403㎡

- ・事務室、機械室、倉庫等 約 1, 378 m²
- ・駐車場

(5) 施設の利用状況

資料 4-1 「南山城少年自然の家の利用状況」を参照してください。

(II) るり溪少年自然の家

(1) 名称 (愛称)

京都府立るり溪少年自然の家 (グリーンパルるり溪)

(2) 所在地

京都府船井郡園部町大河内小米阪 1 番地の 9 案内図 資料 1-2

(3) 施設の規模 敷地図・平面図 資料 2-2

- ①敷地面積 約 91, 980 m²
- ②建築面積 約 2, 952 m²
- ③構造 鉄筋コンクリート造り、地上一部 2 階
- ④延床面積 約 3, 554 m²

(4) 施設概要 資料 3-2

- ・宿泊室 (定員 12~19 人) 18 室 約 804 m²
- ・リーダー室 (定員 3~4 人) 4 室 約 80 m²
- ・プレイホール、研修室 約 439 m²
- ・事務室、機械室、倉庫等 約 2, 231 m²
- ・テントサイト (5 人用テント 30 張分) 約 2, 500 m²
- ・駐車場

(5) 施設の利用状況

資料 4-2 「るり溪少年自然の家の利用状況」を参照してください。

2. 基本的な運営方針

少年自然の家は、「自然の中で、集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図る」ことを目的に設置された社会教育施設であり、豊かな自然に恵まれた環境を生かし、児童・生徒を自然に親しませ、学校や家庭では得難い体験活動や集団宿泊生活を通じて情操や社会性を豊かにし、もって健全な少年の育成を図ることを目指して、次に掲げる教育目標の達成に努めるものとします。

(1) 教育目標

- ①自然の恩恵に触れ、自然に親しむ心や敬けんの念を育てること。
- ②集団宿泊生活を通じて、規律、協同、友愛、奉仕の精神を養うこと。
- ③野外活動を通じて、心身を鍛練すること。

また、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応し、府民サービスの向上を図るとともに、施設の効用を最大限に発揮し、設置目的を達成するため、以下に掲げる運営方針のもと、管理運営を行うものとします。

(2) 運営方針

- ① 施設の特性を生かし、集団宿泊生活、野外活動及び体験活動等を通じて、少年の健全な育成を図るとともに府民に生涯学習の機会を提供することができるよう施設の効用を最大限に発揮させ、府民サービスの向上を図ること。
- ② 利用者の大半が児童・生徒であることを踏まえ、特に少年教育に係る教育的ニーズの把握に努め、府域全域にわたって、学校等教育機関と緊密に連携し、その教育機能の補完と、独自の教育機能の向上を図るとともに、関係機関、団体及び地域等と協力し、施設の利用とその効果を最大限に高めること。
- ③ 経営の合理化に努め、経費の縮減等を図ること。

3. 管理の基本的事項

(1) 休業日等

- ①休業日 ・毎週月曜日（国民の休日の場合はその翌日）
・12月28日から翌年1月4日まで

- ②使用時間 ・宿泊利用の場合 午後1時から翌日午後1時まで
・日帰り利用の場合 午前9時から午後5時まで

※なお、指定管理者は、京都府教育委員会（以下、「教育委員会」という。）の承認を得て、休業日・使用時間を変更することができます。

したがって、指定管理者は、休業日・使用時間の設定に当たって、利用率やサービスの向上に配慮していただき、新たな視点から柔軟に検討していただくことが可能です。

③施設の使用者

施設の使用は、活動に必要な指導者と団体責任者の引率を伴った以下に掲げる概ね10人以上の団体を原則とし、設置目的に沿った管理運営をしてください。

- (ア)学校教育活動としての活動目的をもった児童・生徒の団体

- (イ) 社会教育活動としての活動目的をもった児童・生徒・青年・成人の団体
- (ウ) その他、施設の設置目的に照らし、適当と認められる団体

なお、学校週5日制の趣旨に鑑み、子どもたちがより充実した週末を過ごすことができるよう、上記の利用者に影響を及ぼさない範囲で、週末に家族及びそれに準じた小グループの利用を認めることも可とします。

(2) 関係法令等の遵守

指定管理者は、関係法令、条例及び規則等を遵守し、少年自然の家の設置目的に沿った適正な管理運営を行ってください。

(3) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、下記のとおりとし、その詳細は別添「少年自然の家管理運営業務仕様書」に定めるとおりとします。

①少年自然の家の維持管理に関する業務

府民が快適に利用できるよう施設・設備等の維持や各種点検等を行う業務です。

※なお、施設の改修・修繕実績については、[資料5](#)を参照してください。

②少年自然の家の使用承認に関する業務

少年自然の家の使用申込みに対し、条例・規則に基づき使用承認等を行う業務です。

③少年自然の家の設置目的を達成するために必要な業務

(ア) 施設の利用に関する業務

給食、入浴準備など、施設を利用するに当たり必要なサービスを提供する業務です。

(イ) 受入指導に関する業務

学校や少年団体等、施設の利用団体等が、自らの計画に基づき実施する団体宿泊活動が安全、効果的かつ充実したものになるよう、職員が必要な助言や支援を行う業務です。利用団体の規模や構成員の年齢、体力、経験等を考慮して、その発達段階に応じた適切な安全管理及び活動ができるよう専門的見地から助言及び指導を行うことが必要です。

(ウ) 教育委員会からの委託事業（予定）に関する業務

少年の健全育成のための現代的課題の提示と解決、施設の設置目的に沿った魅力的な事業の開発と実践を目的とした主催事業の企画及び実施です。

委託内容の趣旨に添った事業の企画及び実施を行うために、不登校児童生徒の現状と対策、障害のある児童生徒の個に応じた自立活動への支援及

び障害のある人についての正しい理解を深める指導、家庭及び地域社会の教育力の向上等、さまざまな教育施策の理解と実現が必要です。

(留意事項)

本業務については、指定管理料の積算に含まれておりません。

平成17年度においては、**資料6**「主催事業の実施について」のとおり、教育委員会から事業の委託をしています。

平成18年度予算において同様の措置があり、事業の実施が決まった場合は、指定管理者に別途委託をする場合がありますので御承知ください。

(エ) 自主事業の実施に関する業務

少年自然の家の設置目的は少年の健全育成を図ることであり、この目的に沿った自主事業の実施により、施設が活性化することを期待しています。応募団体は積極的に提案してください。なお、自主事業の実施に要する経費は指定管理者が負担し、自主事業による収入は指定管理者が収受するものとします。ただし、社会教育施設であるため、参加費は実費相当程度の低廉な金額としてください。

(例：自然観察会、野外活動研修会等)

(オ) その他管理に必要と認められる業務

- ・ 事業計画書の作成及び収支予算書の作成
- ・ 事業報告書の作成
- ・ 教育委員会及び関係機関との連絡調整業務
- ・ 指定期間終了に当たっての引継
- ・ 自己評価の実施、経営への反映

④ 業務の再委託

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託することはできません。

なお、部分的な業務(清掃、給食、空調機の保守管理等)については、教育委員会の承認を得て専門業者に委託することは可能です。

※再委託を予定している場合は、再委託予定調書(様式10)を提出してください。

※施設管理に関する外部委託業務の内容・実績については**資料7**を参照してください。

⑤ 指定管理者に権限がない事項

次の事項については、地方自治法等の規定により知事又は教育委員会のみ

が行えるものであり、事案が生じた場合は、府の指示を受けることとなります。

(7) 不服申し立てに対する決定（地方自治法第 244 条の 4）

(イ) 教育財産の目的外使用許可（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 号）

（４）個人情報の取扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人情報の取扱いについては、京都府個人情報保護条例等に基づき適正に行ってください。

（５）管理運営収入

指定管理者は、利用料金収入及び府が支払う指定管理料により、管理運営を行うこととなります。

①利用料金制の採用

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項で定める利用料金制を採用しますので、施設等の使用者が支払う利用料金については、指定管理者自らの収入となります。

また、利用料金の額は、条例及び規則に定める額の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が利用料金を定めるものとします。

したがって、指定管理者は、利用料金の設定に当たっては、利用率やサービスの向上に配慮していただき、新たな視点から柔軟な提案を行ってください。

※現行料金設定及び過去 3 年の収入実績については、**資料 4**及び**資料 8**を参照してください。

②指定管理料

指定管理料は、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費として、府が指定管理者に対して支払うもので、その額は、（３）に掲げる指定管理業務（③の(ウ)及び(エ)を除く。）に必要な経費（指定管理経費）から利用料金収入見込額を差し引いた額とします。

指定管理料の額は、応募時に提出された収支計画書において提示のあった金額を踏まえ、年度ごとに予算の範囲内で指定管理者と協議の上、別途締結する協定において定めます。

い。

※教育委員会委託事業（予定）は様式4、自主事業は様式5を提出してください。

③指定管理料の精算

指定管理料の過不足については、修繕費を除き、原則的に指定管理料の精算は行わないものとします。

よって、利用料金収入の増加や経費の節減など指定管理者の努力により生み出された剰余金については、年度末精算による返還は求めませんので、休業日や使用時間の変更、自主事業の実施など、利用促進のための積極的な提案を求めます。

また、利用料金収入の減少等により、経費に不足が生じた場合であっても、増額はしませんので、事業計画・予算立案の際は注意してください。

④利用料金の減免等の取扱い

利用料金は、条例及び規則等に定める基準により減免しています。これまで減免していた基準は、指定管理者においても同様の取扱いをしていただきます。

資料4の利用状況（収入実績）は、減免を行った後となっていますので、こうした減免制度を前提に収入額を見込んでください。

⑤納税義務

指定管理者は、法人税、法人事業税、法人住民税、事業所税等の納税義務を負う場合がありますので、所轄の税務署等の関係機関に御確認願います。

⑥経理事務

指定管理者は、管理運営に係わる経理事務を行うに当たり、少年自然の家の管理業務に係る収入及び支出を他の事業と別の口座及び帳簿で管理してください。

また、経理規程を設けて適正に経理事務を行ってください。

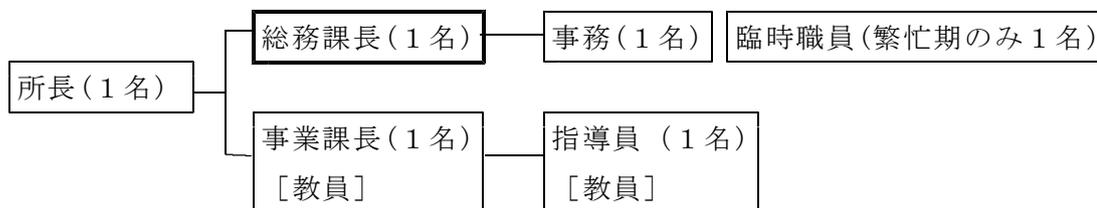
（6）職員の配置

少年自然の家は、「自然の中で、集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図る」ことを目的に設置された社会教育施設です。このため運営に当たっては、府域全域における学校等教育機関と緊密に連携し、その教育機能の補完と、独自の教育機能の向上を図るため、少年を取り巻く現代的課題並びに学校教育及び社会教育に関する専門的知識と少年の学校外生活及びその安全管理について、適切な指導のできる専門的職員が必要です。したがって、施設管理に必要な

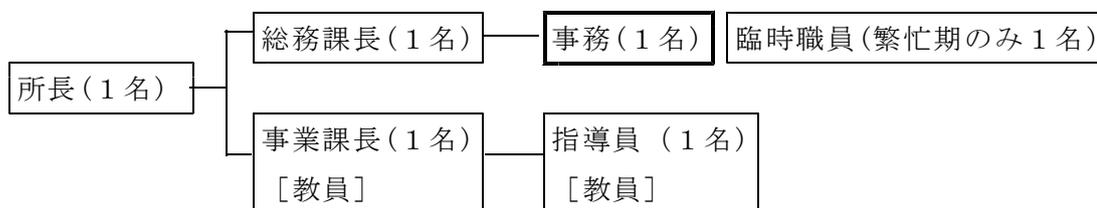
有資格者や事務スタッフのほか、教育に関する専門的知識や技術を有する職員を適正な人数配置するとともに、施設の責任者として所長を定めてください。

なお、現在（平成17年度）の職員の配置は以下のとおりです。太枠が少年自然の家開設当時から勤務しているプロパー職員です。

①南山城少年自然の家



②るり溪少年自然の家



(7) リスク管理、責任分担

施設の保守管理・安全点検・衛生管理・小規模修繕は指定管理者の負担とします。

事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに教育委員会に報告していただくことが必要となります。

なお、施設に対する包括的な管理責任は府の責任とします。

種類	項目	負担区分		備考	
		指定管理者	府		
リスク管理	法令の変更		○	事業運営に影響のある法令の変更	
	税制	消費税率の変更		○	
		法人税等の変更	○		収益事業として納税義務を負うことがある法人税等の変更
		その他新税、税率の変更	協議事項		事業に影響を及ぼすもの
	金利リスク	○		指定管理期間中の金利の変動	
	資金調達	○		指定管理期間中に必要な資金の確保	
	物価リスク	○		指定管理期間中のインフレ・デフレ	
	市場環境の変化	○		競合施設増加等の環境変化による利用減少・収入減少	
不可抗力(天災・事故等)による	協議事項		不可抗力による収入減少・損害復旧費用は事案により		

	休業等による収入減、施設等の損害復旧			協議
	第三者賠償	○	○	施設の管理運営において第三者に損害を与えた場合の賠償
	火災保険の加入		○	指定管理者制度を導入しても財産権に変化がないため
	利用者に係る賠償責任保険加入	○		管理に起因した利用者への十分な補償を担保するため、指定管理者に賠償責任保険への加入を求める。
施設等の管理運営	施設等の安全確保(保守点検等)	○		施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。
	施設等の維持管理(清掃等含む)	○		施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。
	施設等の使用承認等	○		指定管理者に権限付与(京都府立少年自然の家条例第5条)
	不服申し立てに対する決定 教育財産の目的外使用許可		○	地方自治法等の法令上、府権限。
施設・設備等の修繕等	施設等の大規模修繕		○	構造耐久上主要な部分(駆体、基礎軸組等)は、府が行う。
	施設等の維持管理上の小修繕	○		小修繕は指定管理者の責任において行っていただきます。ただし、1件200千円を超える修繕については、教育委員会と協議を行うものとします。 ※小修繕費の精算 年間の小修繕費見込額は指定管理料として1,800千円の範囲内とし、実績に応じて精算します。 実績が見込額を下回った場合は、その差額を指定管理料から減額し、上回る場合は府と事前に協議をした上で、必要な場合は指定管理料を増額します。(その場合も指定管理者が修繕することとします。)
	施設等の新設、増改築		○	設置者である府が行う。
備品の修繕等	備品の修繕	○		備品等の修繕は、本来の貸与年数を維持するために定期的に支出される経費のため、指定管理者が負担する。なお、府が所有権を有する備品等については、指定管理者は将来にわたって権利を主張しないこと。
	備品の新規購入、更新		○	府有備品の更新であり府が購入。(指定管理者の任意購入は可)
その他	地域・住民対応、自治体との協調	○		地域・住民からの苦情対応、地域・自治体との協調

※府と指定管理者との責任分担は、原則として上表に掲げる項目について○印の付いた者が負うものとし、詳細については、府と指定管理者が締結する協定書で定めます。

※指定管理者の故意・過失、協定書に定められた管理を怠ったことによる施設・設備・備品等の損傷・汚損等は、金額の多寡にかかわらず指定管理者が修繕を行うこと。

(8) 指定管理者の指定期間

指定期間は、平成18年9月1日～平成21年3月31日の2年7箇月間を予定しています。

※この期間は、府議会での議決が必要な事項となっています。

(9) 「公共施設案内予約システム」の利用について

京都府では、今年度、府及び府内市町村で構成する京都府自治体情報化推進協議会において、インターネットにより公共施設の空き状況の提供や予約受付等を行える「公共施設案内システム」を開発することとしており、来年秋を目途に運

用を開始する予定です。

予約受付等の業務をシステム化する場合には、この「公共施設案内予約システム」の利用も検討してください。

指定管理者においては、インターネット接続環境及び施設側で利用するパソコン等について、御準備ください。

なお、「公共施設案内予約システム」を利用する場合であっても、インターネットをお使いにならない利用者のために、従来からの電話や窓口での予約受付等についても適正に行ってください。

このシステムの詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

(システムに関する問合せ先)

京都府総務部総務調整課電子府庁推進室

電話：075-414-5962 E-mail：hq-gov@mail.pref.kyoto.jp

4. 応募者の資格等

(1) 応募者の資格

京都府内に事業所（事務所等を含む）を有する法人その他の団体であって、次の全ての要件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定により、京都府から入札の参加資格を取り消されていないこと。
- ② 京都府から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 京都府税、法人税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- ④ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている団体でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 類似の施設の管理及び運営の実績を有する団体であること。

(2) グループ応募（グループ構成員表（様式1-2）を提出してください。）

複数の団体がグループを構成して応募する場合は、当該グループの代表となる団体が、京都府内に事業所（事務所等を含む）を有する法人その他の団体であること。

なお、グループの全ての構成員が上記（1）の①～⑤の要件を満たすとともに、少なくとも一つの構成員が⑥の要件を満たすこと。

※応募後の代表団体及び構成員の変更は、原則として認めません。

※当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり又は単独で応募することはできません。

5. 応募書類

(1) 指定申請書 (様式1)

(2) 事業計画書

①計画書(1)	指定管理業務を行うに当たっての基本方針 (様式2-1) 少年自然の家を管理運営するに当たっての基本方針及び管理を希望する理由を記述してください。
②計画書(2)	安定した管理運営体制 (様式2-2) 利用者に快適かつ安全に利用してもらうため、安全管理等を含め安定した管理運営を行うことができる人員配置や業務体制について提案してください。 ※また、現在、管理受託している財団法人京都府少年教育振興会の職員2名(南山城少年自然の家1名、るり溪少年自然の家1名)の専門技術・ノウハウの活用計画について提案してください。
③計画書(3)	設置目的の効果的達成の方策 (様式2-3) 施設の設置目的達成のための具体的方策について提案してください。また、両施設の一体的な管理運営により、効果的・効率的な運営を図ろうとする場合には、その具体的方策と効果について提案してください。 利用者に対するサービス向上の方策(休業日、使用時間及び利用料金の設定とその考え方等)、稼働率の向上方策等、少年自然の家の利用促進を図るための具体的な方策を提案してください。 利用者のニーズ把握(満足度調査の実施)と管理運営への反映等の実施について提案してください。
④計画書(4)	効率的な管理運営の方策 (様式2-4) 効率的な管理運営に向けての基本的な考え方、経費削減に向けた取り組み、具体的な方策を提案してください。

(3) 収支計画書 (様式3)

(4) 教育委員会からの委託事業(予定)に関する事業実施調書(様式4)

(5) 自主事業に関する事業計画書(様式5)

(6) 運営体制表 (様式6)

(7) 利用料金設定表 (様式7)

(8) 団体概要書 (様式8)

様式8に加え、下記の書類を添付してください。

① 京都府内に事業所を有する団体であることが確認できる書類

・ 定款又は寄附行為、規約その他これらに類するもの
・ 法人登記簿謄本 (登記事項全部証明) ※申請日前3箇月以内に交付されたもの
・ 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し (代表者が外国人である場合にあつては外国人登録証明書の写し) ※申請日前3箇月以内に交付されたもの

② 応募資格を満たすことが確認できる書類

- ・ 応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書 (様式9)
- ・ 京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

③ 団体の経営状況を示す書類

- ・ 決算書 (附属明細含む。直近3期分)、又はこれに準ずる書類
- ・ 確定申告書 (写) (税務署受付印があるもの。直近3期分)
- ・ 平成17年度の事業計画書及び収支予算書、又はこれに準ずる書類

④ 団体役員の名簿及び履歴を記載した書類 (任意作成)

(9) 再委託予定調書 (様式10)

(10) その他教育委員会が必要と認める書類

補足資料の提出をお願いする場合がありますので、御承知ください。

(11) 提出部数 8部 (正本1部、副本7部)

(12) 留意事項

- ① 応募1団体又は1グループにつき、申請は1施設につき1件とします。
- ② グループ応募の場合は、構成員ごとに団体概要書と添付書類を提出してください。
- ③ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ④ 提出された書類の内容を変更することはできません。

⑤提出された書類は返却しません。

⑥指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式13）を提出してください。

6. 応募の手続き及び選定方法等

応募手続き（スケジュール）及び、選定方法等は、次のとおりです。なお、お問合せ、書類の持参等は、各期間中の土、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までにお願ひします。

（1）問合せ先及び応募書類の提出先

京都府教育庁指導部社会教育課（京都府庁3号館2階）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

電話：075-414-5882

FAX：075-414-5888

E-mail：syakai@mail.pref.kyoto.jp

（2）応募スケジュール

①募集要項の配布

配布日時：平成17年10月11日（火）から11月4日（金）までの平日午前9時から午後5時までとします。

配布場所：教育庁指導部社会教育課

※なお、募集要項は京都府ホームページからもダウンロードできます。

京都府教育庁社会教育課ホームページ <http://www.kyoto-be.ne.jp/syakyou>

②現地説明会

（ア）南山城少年自然の家

開催日時：平成17年10月17日（月）午後1時から

開催場所：京都府立南山城少年自然の家

申込方法：平成17年10月14日（金）午後3時までに現地説明会参加申込書（様式11）を提出してください。

郵送、ファックス、メールも可とします。

参加は申請1団体につき、2名までとします。

（イ）るり溪少年自然の家

開催日時：平成17年10月18日（火）午後1時から

開催場所：京都府立るり溪少年自然の家

申込方法：平成17年10月17日（月）午後3時までに現地説明会参加申込書（様式11）を提出してください。

郵送、ファックス、メールも可とします。

参加は申請1団体につき、2名までとします。

③応募に関する質問

受付期間：平成17年10月12日（水）から10月19日（水）午前9時から午後5時まで

送付方法：質問書（様式12）に記入し、持参、郵送、ファックス、メールのいずれかで、上記お問合せ先まで送付してください。（電話、口頭による質問は受け付けません。）

回答日：平成17年10月26日（水）

回答方法：質問者及び現地説明会参加者全員に電子メール又はFAXにて回答します。

（回答は、上記お問合せ先においても、希望者に配布等を行います。）

④応募書類の受付

受付期間：平成17年10月31日（月）～11月4日（金）（祝日を除く）

午前9時から午後5時まで

提出方法：上記提出先まで持参してください。（郵送、FAX、電子メールでの提出は認めません。）

⑤指定管理者選考委員会による書類選考、ヒアリング審査

審査期間：平成17年11月7日（月）～12月上旬

※ヒアリングは必要に応じて行うこととし、開催日時・場所及び実施方法など詳細は、別途応募者に通知します。

⑥選定結果の通知 平成17年12月上旬頃

教育委員会が設置する選考委員会による審査・評価に基づき、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を教育委員会が選定します。

なお、決定後、速やかに応募者全員に結果をお知らせします。

(3) 選考基準及び審査内容

指定候補者を選考する際の選考基準、審査内容及び配点は次のとおりです。

※府通則条例：京都府の施設の管理等に関する条例（平成17年京都府条例第1号）

選考基準	審査項目	配点	審査書類
①法令遵守による適切な管理 (府通則条例第4条第1号)	・基本方針の妥当性(府方針との適合性) ・関係法令の遵守、府民の平等な利用の確保	確保できない場合は失格	・計画書(1) ・その他全般
②安定した管理能力 (府通則条例第4条第2号)	・適切な管理運営及び教育施策の実現が可能となる人的能力があるか。 ・安定した管理運営が可能となる経済的能力があるか。 ・安全管理体制は適切か ・業務遂行力があるか。(企画力、業務実績等)	30	・計画書(2) ・運営体制表 ・再委託予定調書 ・団体概要書 ・添付書類 ・教育委員会委託事業(予定)実施調書 ・計画書(4) ・収支計画書
③施設の効果的な管理 (府通則条例第4条第3号)	・施設の設置目的の達成に向けた方策が図られ、施設の効用を発揮するものであるか。 ・利用者ニーズの把握とサービスの向上が図られているか。 ・利用促進の取組みが図られているか。 ・利用料金設定が適切か	40	・計画書(3) ・自主事業計画書 ・利用料金設定表 ・教育委員会委託事業(予定)実施調書
④施設の効率的な管理 (府通則条例第4条第3号)	・経費縮減の効果 当該施設の管理運営に係る府の経費 ※指定期間における指定管理料提案額を比較 ≪計算式≫【申請者の点数】 =30点×(応募があった中で実現が可能と思われる最低価格)÷(申請者の提案価格)	30	・計画書(4) ・収支計画書
合計点数		100	

7. 指定管理者の候補者選定後の手続き等

(1) 仮協定の締結 平成17年12月下旬頃

指定候補者と管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った場合には、この内容を仮協定（確認書）として締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。候補者と協議が整わない場合は、選考委員会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

【仮協定の主な内容（予定）】

(指定期間全体の基本事項)

- 管理施設の範囲
- 管理運営業務の内容（細目は業務仕様書）
- 指定管理者の責務

- 管理運営の期間
- 利用料金に関する事項
- 指定管理料に関する事項
- 定期報告、事業報告書の提出に関する事項
- リスク管理、責任分担に関する事項（保守管理・安全点検・衛生管理等）
- 秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
- 管理業務の継続が困難となった場合の措置、指定の取消、協定の解除に関する事項
- 損害賠償に関する事項
- その他
（年度ごとに定める事項）
- 当該年度の指定管理料に関する事項
- その他

（２）指定管理者の指定 平成18年3月下旬頃

地方自治法に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を京都府議会に提案し、議決を受けることとなります。

なお、府議会が議決しなかった場合及び否決した場合も、指定候補者が準備に要した費用及び事業アイデア等の対価については、一切補償しませんのでご了承ください。

（３）協定の締結 平成18年3月下旬頃予定

府議会の議決を経て指定された指定管理者は、仮協定を基本として、指定期間全体の基本的な事項を定めた「基本協定」及び毎年度ごと（4月1日（ただし初年度は管理開始日）から翌年3月31日まで）に締結する「年度協定」を締結します。

（４）業務の開始 平成18年9月1日

指定管理者として、少年自然の家の管理運営を始めていただきます。

※指定期間（予定）：平成18年9月1日から平成21年3月31日まで

（５）事業の引継ぎに関する事項

協定締結後、速やかに、現在の委託先である財団法人京都府少年教育振興会との業務引継ぎに入っていただきます。なお、業務引継ぎに要した費用は、全て指定管理者の負担とします。

8. 留意事項

- (1) 指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない場合や協定を解除することがあります。
- (2) 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 選考結果として応募者名、審査結果の概要等の公開をすることがあります。また、提出された応募書類は、情報公開の請求により開示する場合がありますので、御承知の上、応募してください。